

議案第 43 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 2 の項中「91,000 円」を「92,000 円」に改め、同表 3 の項中「820,000 円」を「830,000 円」に、「990,000 円」を「1,010,000 円」に、「1,100,000 円」を「1,120,000 円」に、「1,400,000 円」を「1,420,000 円」に、「1,640,000 円」を「1,660,000 円」に、「3,850,000 円」を「3,880,000 円」に、「5,090,000 円」を「5,100,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,130,000 円」に、「1,330,000 円」を「1,340,000 円」に、「1,480,000 円」を「1,500,000 円」に、「2,120,000 円」を「2,140,000 円」に、「4,330,000 円」を「4,350,000 円」に改め、同表 4 の項中「91,000 円」を「92,000 円」に改め、同表 15 の項中「950,000 円」を「990,000 円」に、「1,650,000 円」を「1,720,000 円」に、「3,180,000 円」を「3,320,000 円」に、「3,890,000 円」を「4,060,000 円」に、「4,450,000 円」を「4,650,000 円」に改め、同表 17 の項中「410,000 円」を「430,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,160,000 円」を「1,210,000 円」に、「2,830,000 円」を「2,950,000 円」に、「3,470,000 円」を「3,620,000 円」に、「4,000,000 円」を「4,170,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。